

# 計 画 の 構 想

## 1. 目的

この計画は、大分市における道路交通並びに鉄道交通、踏切道における交通の安全を確保するために必要な施策を定め、そのための事業の推進を図り、交通事故のない大分市を目指すことを目的とする。

## 2. 対象及び範囲

この計画は、原則として本市における道路交通並びに鉄道交通、踏切道における交通を対象とし、計画の範囲には、直接市が事業主体となる事業にとどまらず、国・県並びに九州旅客鉄道株式会社・西日本高速道路株式会社等が事業主体となる事業も含めるものとする。

## 3. 期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度とする。

## 4. 基本理念

大分市交通安全計画は、人優先の交通安全思想の下、これまでの10次・50年におわたる取組において、道路交通事故死者数を過去最悪であった時と比べて10分の1以下にまで減少させるなどの成果を上げてきたところである。

一方、依然として、毎日のように、新たに交通事故被害者等となる方がいる。近年においては、未就学児を始めとする子どもが関係する交通事故や高齢運転者による交通事故が後を絶たない。高齢化の進展への適切な対処とともに、子育てを応援する社会の実現が強く要請される中、時代のニーズに応える交通安全の取組が今、一層求められている。これまで実施してきた各種施策の深化はもちろんのこと、交通安全の確保に資する先端技術を積極的に取り入れた新たな時代における対策に取り組むことが必要である。

### 【交通事故のない社会を目指して】

我が国は、長期の人口減少過程に入っており、世界で最も高い高齢化率となっている。大分市も例外ではない。このような時代変化を乗り越え、真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、その前提として、市民全ての願いである安全で安心して暮

らすことができ、移動することができる社会を実現することが極めて重要である。

そのために防犯や防災、さらに、新型コロナウイルス感染症対策等の様々な取組が必要とされる中であって、今なお交通事故により毎年多くの方が被害に遭われていることを考えると、公共交通機関を始め、交通安全の確保もまた、安全で安心な社会の実現を図っていくための重要な要素である。

道路交通事故による件数、死傷者数は着実に減少してきてはいるものの、尊い命が交通事故によって失われており、鉄道交通では列車の衝突や脱線等が発生すれば、多数の死傷者を生じるおそれがある。

人命尊重の理念に基づき、また交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない社会を目指すことを再認識すべきである。

言うまでもなく、交通事故のない社会は一朝一夕に実現できるものではないが、交通安全対策基本法制定後半世紀を経た今、改めて交通事故被害者等の存在に思いを致し、交通事故を起こさないという誓いの下、悲惨な交通事故の根絶に向けて、更なる一步を踏み出さなければならない。

#### 【人優先の交通安全思想】

道路交通については、自動車と比較して弱い立場にある歩行者等の安全を、また、全ての交通について、高齢者、障がい者、子ども等の交通弱者の安全を、一層確保する必要がある。交通事故がない社会は、交通弱者が社会的に自立できる社会でもある。また、思いがけず交通事故被害者等となった方に対して、一人一人の状況に応じた支援が求められる。このような「人優先」の交通安全思想を基本とし、「笑顔でふれあう無事故のまち おおいた」をスローガンに、あらゆる施策を推進していく。

#### 【高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築】

道路交通については、高齢歩行者の交通事故とともに、高齢運転者による事故は、喫緊の課題である。また、事業用自動車においても、運転者の高齢化の進展に伴い生じる課題に向き合う必要がある。

全ての交通の分野で、高齢化の進展に伴い生じうる、様々な交通安全の課題に向き合い、解決していくことが不可欠となる。

## 5. 基本目標

この計画は、交通事故のない社会を目指し、人優先の交通安全思想の下に、「人間」、「交通機関」、「交通環境」という三つの要素についてそれら相互の関連を考慮しながら交通安全対策に関する効果的な施策を策定し、市民や交通事業者の理解と協力の下、行政・関係機関・団体との緊密な連携を図りながら“笑顔でふれあう無事故のまち おおいた”の実現に向け、積極的に推進するものとする。